

八王子市立由井第一小学校 令和7年度 いじめの防止等の基本的な方針と取組内容

学校のいじめ防止等の基本的な考え方

法や条例等

- 〈国〉いじめ防止対策推進法（H25）
いじめ防止等のための基本的な方針（H29 改定）
いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（H29）
不登校重大事態に係る調査の指針（H28）
- 〈都〉東京都いじめ防止対策推進条例（H26）
東京都いじめ防止対策推進基本方針（H26）
東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】（R3）
- 〈市〉いじめを許さないまち八王子条例（H29）
八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針（R3.月改定）

八王子市立由井第一小学校 いじめ防止基本方針

〇いじめの防止等に関する基本的な考え方

学校は、「いじめ」を絶対に許さない。児童がいじめられる事案が発生した場合は、誠意をもってその児童の強い味方としての存在を示し、迅速に保護者・地域、関係諸機関と連携して、「いじめ」の根絶に全力を挙げて適切に対応していく。

〇令和7年度の重点項目

いじめの未然防止、早期発見、組織的で迅速な対応。

令和7年度のいじめの防止等に向けた課題

- ・年度初めに全家庭に提出をお願いする「子ども見守りシート」や年に3回実施する「いじめアンケート」をもとに、児童の様子の変化を見逃さず、迅速で適切な対応を図っていく。そのためにも、学級担任が一人で抱え込まずに、学年やいじめ対策委員会で情報を共有し、組織的に対応を行う。
- ・毎週行ういじめ対策委員会では、前半は学年やブロックでの共有の時間を設け、後半は教職員全体で情報共有する。

いじめの防止等に関する校内体制

学校いじめ対策委員会

- 〇開催日 毎週木曜日 15時00分から
- 〇構成員 **全教職員**
SC
- 〇役割 いじめの認知、いじめの対応協議、いじめの解消判断
校内研修の計画、学校いじめ防止基本方針の見直し 等

いじめ対応の流れ

- ① いじめを認知する
いじめへの気づき→聞き取り、初期対応→情報収集、初期指導
- ② いじめの指導・対応
全体指導、個別指導、保護者への連絡、経過観察 等
- ③ いじめを解消する

いじめの防止等に関する教員研修

- 4月4日**「学校いじめ防止基本方針の共通理解」
- 8月28日**「重大事態の理解と対応」
- 1月9日**「いじめへの組織的な対応」

いじめの防止等に向けた授業、児童・生徒の取組

いじめの防止等に関わる授業

- ・SSWによる研修
- ・ふれあい月間での校長講話
- ・セーフティー教室（主にSNSトラブル）
- ・「いじめ防止に関する授業」「SOSの出し方に関する教育」を実施する。
- ・「八王子市いのちの大切さを共に考える日」を設定し、道徳科の学習を中心に生命の尊さについて指導する。

SOSの出し方に関する教育

- ・スクールカウンセラーによる5年生を対象とした面談の実施。
- ・長期休業前の生活指導の講話の中で、困ったときの相談について指導する。
- ・夏季休業日前に、各学級で「SOSの出し方に関する授業」を実施する。

いのちの大切さを共に考える日の取組

- ・全校朝会での校長講話
- ・「八王子市いのちの大切さを共に考える日」を設定し、道徳科の学習を中心に生命の尊さについて指導する。

児童の自己肯定感を高める取組

- ・学級活動での当番活動や係活動、委員会活動やクラブ活動の充実を図り、自他の良さを認め合える環境を整える。
- ・日々の生活の中で、一人ひとりの個性が認められ、よさが生かされる楽しいところとなるように学級指導の充実を図る。

保護者・地域・関係機関との連携

保護者

- ・保護者会等の機会に、学校いじめ防止基本方針等を説明する。
- ・子ども見守りシートの活用を周知し、いじめの早期発見・早期対応を図る。
- ・学校評価アンケートによる評価を学校がいじめ防止等の取組の改善につなげる。

地域

- ・学校運営協議会で学校がいじめ基本方針やいじめ防止等に関する取組を議題として協議する。
- ・道徳授業地区公開講座や授業公開等で学校がいじめ防止等の取組を地域に公開する。
- ・学校ホームページ等で学校の取組を周知する。

関係機関

- ・学校サポートチームを活用して、地域や関係機関等と連携して迅速にいじめに対処する。
- ・事案に応じて、児童相談所やSSW、警察等の関係機関とケース会議をもつなど、連携して対応する。
- ・児童や家庭へ相談窓口の一覧を長期休業前に周知する。